

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2）

	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設

（静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3）

	一般粉じん発生施設	規模
1	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満であること。
2	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
3	木材チップ又は木粉の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
4	木材チップ又は木粉の用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。）	ベルトコンベアにあつてはベルトの幅が75センチメートル以上のもの、バケットコンベアにあつてはバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
5	木材チップの風送施設（木材チップの製造の用に供するものを除く。）	
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
7	石灰製品の製造の用に供する消化施設	
8	打綿機	
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
10	木材加工用の帯のご盤、丸のご盤及びかんな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
11	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設	
12	別珍又はコールテンの仕上施設	